

# 平成26年度 事業計画書

自 平成26年 7月 1日

至 平成27年 6月30日

一般社団法人 流動化・証券化協議会

## 目 次

I. 平成26年度事業計画の基本方針 .....	2
II. 委員会・WGの活動について .....	2
(1) 全般 .....	2
(2) 法制関連 .....	3
(3) 会計・税務関連 .....	3
(4) 市場関連 .....	4
III. 講座・セミナーの活動について .....	5
(1) 実務セミナー .....	5
(2) 基礎講座 .....	5
(3) 実践講座 .....	5
(4) その他セミナー .....	5
IV. 国際規制等への対応について .....	5
(1) 意見書の作成・提出 .....	5
(2) 国内外の市場関係者、関係機関等との交流及び協力関係の強化 .....	5
V. その他の活動について .....	6
(1) 資源・環境・金融懇話会の開催 .....	6
(2) ABCP/ABL 統計調査の実施 .....	6
(3) 調査研究の受託 .....	6
(4) 会員への情報発信、情報の共有化 .....	6
(5) その他 .....	6

## I. 平成26年度事業計画の基本方針

- ・ 当協議会は、「資産の流動化及び証券化に関する市場並びに金融・資本市場の健全な発展に寄与すること」という定款の目的に資するため、「資産の流動化及び証券化並びに金融・資本市場に関する調査・研究」、「内外関係機関等との交流・協力」、「普及・啓発」、「政策提言」等の事業を実施する。
- ・ 具体的には、各委員会・小委員会・ワーキンググループ(WG)(以下、「委員会・WG」という)の活動により、流動化・証券化並びに金融・資本市場に係る近時の諸課題に関する議論を深めて積極的に提言等を行う。
- ・ また、各種講座・セミナーの実施により、会員の役職員の知識の習得、人材育成の強化に努め、流動化・証券化実務に係る研修制度として、より一層の内容の充実を図る。
- ・ バーゼル銀行監督委員会を中心に進められている国際的な金融規制への対応は、従前にも増して重要性を帯びているため、国内外を問わず、様々な市場関係者、関係団体等との協力関係を強化しながらも、わが国の証券化市場の実情を踏まえた意見表明等を行う。
- ・ より多くの市場関係者に当協議会への参加を促し、より広範な意見の集約、情報発信に努め、資産の流動化・証券化並びに金融・資本市場の健全な発展に寄与する。

## II. 委員会・WGの活動について

### (1) 全般

- ・ 流動化・証券化を取り巻く環境の変化等に迅速に対応するために、随時、委員会・WGの新設、廃止を含めた体制の見直しを行い、より円滑な活動を実施するための体制整備に努める。
- ・ 各委員会・WGの委員は、取り上げるトピックに知見を有する者を会員の役職員から選定するか、あるいは委員への就任を希望する会員の役職員を募集することにより決定し、委員の改選は各委員会・WGで検討する。また、トピックの内容に応じて、会員外の者が委員に就任することを認める。
- ・ 委員会・WGの活動は原則として協議会内において公表することとし、委員会等への会員の傍聴参加を認めるとともに、会員専用ホームページ等を通じた情報の共有を行う。但し、取り上げるトピックや議論の内容等に応じ、やむを得ない場合は、協議会内での活動の公表、情報の共有の可否を各委員会・WGの判断に委ねる。
- ・ 案件の特殊性に鑑み、対応に極めて迅速性が要求されるような場合や、現状設置されている委員会・WGに受け皿となるものがない場合等のやむをえない場合は、当協議会の運営全般について協議する場である運営委員会において承認を得た上で、同委員会直轄の位置付けのWG等を設置できることとする。
- ・ 委員会・WGの活動の成果(検討結果)については、各委員会・WGの責任において取りまとめを行い、必要に応じてパブコメ意見書等の提出を行うほか、内容に応じて積極的に公表する。
- ・ 法制、会計・税務、市場の各分野別ではなく、横断的な検討が適切であると認

められる場合は、合同で会合を開催するなど柔軟な運営を可能とする。

- ・ 委員会・WGの活動の成果を用いたセミナーの開催、成果物の出版等を通じて会員への知見の還元に取り組む。

## (2) 法制関連

### ① 金融関連法制ディスカッションWG

- ・ 本WG委員の所属する法律事務所のご協力を得て、流動化・証券化並びに金融・資本市場に係る幅広い法的論点に係る発表を行い、その発表内容を基に委員間のディスカッションを行うことにより、様々な法的課題の対応への示唆を得る。
- ・ 各法律事務所により作成された発表用のレジュメや、ディスカッションを通じて何らかの成果の取りまとめがなされた場合は、当協議会の会報誌等に掲載することにより、広くその成果を周知していく。

### ② 民法改正WG

- ・ 本WGでは、平成25年6月に「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対して意見書を取りまとめ、提出したことにより、WGとしての活動は一段落した。
- ・ 本年度は、平成26年9月に公表された「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」の内容につき、証券化実務に影響を与えうる新たな論点が示されているかどうかの確認を行った上で、必要に応じて本WGの活動を行う。

## (3) 会計・税務関連

### ① 会計税務委員会

- ・ 会計小委員会、税務小委員会の親委員会として、両小委員会の運営が「証券化市場の活性化」の目的を達成するために円滑に機能するようコントロールすることを中心に以下の役割を担う。
- ・ 両小委員会の運営に係る企画・諮問を行う役割、会計及び税務に係る横断的な課題が生じた場合に議論を行う役割、情報ネットワークの場としての役割。

### ② 会計小委員会

- ・ 会計制度の側面から、証券化市場を発展させるために以下の活動を中心に行う。
- ・ IFRSを中心とする、会計制度の国際化や変更等に関して、証券化取引の実態を勘案した適正な制度設計・運用の観点から検討を行い、状況に応じて制度設計者との意見交換、働きかけ等のアクションを行う。

### ③ 税務小委員会

- ・ 税制面から、証券化市場を発展させるために以下の活動を中心に行う。
- ・ 国内における税制の変更に関して、証券化取引の実態を勘案した適正な制度設計、運用の観点から検討を行い、状況に応じて制度設計者への働きかけ等

のアクションを行う。

#### (4) 市場関連

##### ① 市場委員会

- ・証券化市場、金融・資本市場における諸課題は、論点が広範に及ぶため、個別の議論は下部組織の小委員会・WGにおいて行うこととし、本委員会は、必要に応じて、下部組織の活動への助言や活動の報告を受ける場とする。

##### ② 証券化の新しい枠組検討小委員会

- ・証券化市場の再構築に向けた議論と行動の場を確保することを目的として設置しているが、本小委員会の目的・役割を一部見直し、既存の流動化・証券化取引の枠にとらわれない、新しいファイナンス取引の動向等に関する情報の共有を中心とした活動を行う。

##### ③ アジアにおける証券化WG

- ・本邦オリジネーター・アレンジャーが、アジア市場において証券化取引を行う際の諸課題に関する相互理解を深めること、および課題認識を共有すること等を目的として設置している。
- ・現状では、アジアにおける証券化市場に特筆すべき動きが見られていないため、当面は、アジアの証券化市場、金融・資本市場等に係る有識者からのプレゼンテーションによる実態把握、課題・論点の抽出等を中心とした活動を行う。但し、アジアの証券化市場に特筆すべき動きが見られた場合は、優先的に検討を行う。

##### ④ 証券化技術を使ったバンキングWG

- ・本年度も、流動化・証券化取引に示唆を与えると思われるトピックを幅広い観点から取り上げ、有識者によるプレゼンテーションおよび質疑応答、意見交換を行うことによって議論を深めていく。
- ・本WGが、平成21年6月から調査を実施している「ABCP/ABL統計調査」については、引き続き四半期ごとに実施し、数値の公表を行う。

### Ⅲ. 講座・セミナーの活動について

#### (1) 実務セミナー

会員の役職員に対して、流動化・証券化並びに金融・資本市場に関連するタイムリーな情報提供、制度改正の周知等を図るために、「実務セミナー」を開催する。テーマは、流動化・証券化並びに金融・資本市場の近時の動向や新たなトピック、法制度の改正動向等、会員のニーズを踏まえた上で、タイムリーなテーマを幅広く選定する。

#### (2) 基礎講座

会員の新入社員や転任者など、流動化・証券化実務に初めて携わる初心者向けに、流動化・証券化実務の基礎的知識を身につける場として「基礎講座」を開催する。

#### (3) 実践講座

流動化・証券化に携わる人材の育成の強化を図る観点から、会員の社員（職員）向けの研修サービスの、より一層の充実を図るべく、上記「基礎講座」のアドバンスコースとして「実践講座」を開催する。

内容的には、証券化論、会計税務、プライシング、証券化実務に係る法的論点、格付会社の格付手法など、より実践的な内容の講義を実施する。

#### (4) その他セミナー

昨年度、FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）の本格的な運用がスタートすることから、「FATCA特別セミナー」を2度にわたって開催したように、流動化・証券化実務に多大な影響を与えるようなトピックが生じた際は、セミナー等によって会員にタイムリーかつ有益な情報を提供する。

### Ⅳ. 国際規制等への対応について

#### (1) 意見書の作成・提出

バーゼル銀行監督委員会主導で検討が進められている国際的な金融規制は、今後、わが国の証券化市場を再び活性化させる上で、大きな障害となるおそれがあることから、積極的に意見書の作成・提出を行うことによって、わが国としての意見表明をしていく。

また、よりわが国の証券化市場の実情を踏まえた説得力のある意見とするために、会員をはじめ業界関係者の協力を得ながら、意見内容を裏付けるための資料等の収集を進める。

#### (2) 国内外の市場関係者、関係団体等との交流及び協力関係の強化

昨年度は、バーゼル銀行監督委員会の「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」第二次市中協議文書のパブコメに対して、海外の関係団体と共同で意見提出を行い、またバーゼル銀行監督委員会・IOSCOのタスクフォースが主催するラウンドテーブルに参加するなど、海外の市場関係者との人的交流による協力関係、協働関係が構築されつつある。

今後も、国際規制に対して、より効率的かつ効果的な対応を図る観点から、海外の市場関係者、関係機関の主催する会合に積極的に参加すること等により、交流を深めていくことによって、より一層の協力関係の強化を図る。

また、国内では、日本証券業協会、全国銀行協会といった関係団体との協力関係の強化、行政機関とのパイプの強化等を図る。

## V. その他の活動について

### (1) 設立 10 周年記念事業の企画・実施

当協議会が平成 27 年 1 月に設立 10 周年を迎えることに伴い、設立 10 周年記念事業を企画・実施する。

### (2) 資源・環境・金融懇話会の開催

資源、環境を含むエネルギー戦略とその構築のために必要な資金調達スキーム等についての意見交換および関連市場関係者間の親睦を図ることを目的として開催する。

### (3) ABCP/ABL 統計調査の実施

証券化技術を使ったバンキング WG が、平成 21 年 6 月から調査を実施している ABCP/ABL の市場把握を目的とした「ABCP/ABL 統計調査」は、本年度も引き続き四半期ごとに実施して数値の蓄積を行う。

その調査結果は、当協議会会員に周知するとともに、当協議会ホームページへのアップロード等による公表を行う。

### (4) 調査研究の受託

公益社団法人リース事業協会より調査研究を受託することとし、民法(債権法)改正がリース会社、リース債権流動化等に与える影響に係る調査研究の実施を予定している。

### (5) 会員への情報発信、情報の共有化

ホームページのコンテンツの充実、会報誌『SFJ Journal』の誌面の充実等により、市場動向、関連諸制度の動向等に関して、会員に対するタイムリーな情報発信を行い、また情報の共有化を図る。

### (6) その他

#### ① 新規会員の開拓

証券化市場の縮小に伴い、会員数も減少傾向にあるため、より既存の会員にとって有意義な事業展開を図るとともに、新規会員の開拓にも力を入れる。

#### ② 情報・文献等の収集・整備

証券化市場、実務等に係る国内外の情報・文献等の収集・整備を図る。

以 上